

第4章 保健・文化厚生事業/貸付事業/宿泊事業/預金事業/団体保険事業

1. 保健・文化厚生事業

共済組合及び互助組合では、組合員（会員）とその家族が退職後も健康で安定した生活が送れるよう、在職中の早い段階から「生涯生活設計」を確立するための支援事業として、健康保持、保養・レクリエーション、趣味の助長等福祉の増進を図るため、各種事業を実施している。

事業は各年度により実施するため、下記のホームページを参照すること。

なお、事業実施に当たっては、その都度所属所長あて通知するので、組合員（会員）へ事業内容、対象、実施日等を周知すること。

(1) 現職中の保健・文化厚生事業（共済組合・互助組合）

- ・健康管理
- ・生活支援・ライフプラン
- ・スポーツ・レクリエーション・趣味等

ホームページ

「おかやま教職員福利厚生ネット」を参照のこと。

<https://www.okayamafukurinet.jp/>

(2) 退職後の保健・文化厚生事業

退職者を対象に次の事業を実施している。

| 事業名 | 事業内容・その他 |
|--------------------------|---|
| 宿泊施設特別利用者証交付 (退職者全員) | ・退職組合員及びその家族が、公立学校共済組合等の宿泊施設を利用する場合、組合員料金で利用できる「宿泊施設特別利用者証」を交付する。 (家族とは：配偶者・子・父母・祖父母及び兄弟姉妹) ・有効期間……終身 |
| 宿泊助成 (任意継続組合員のみ) | ・退職後、任意継続組合員となった場合、その期間内に限り、現職中と同様の宿泊助成を行う。 |
| レジャー施設優待 (退職互助特別会員のみ) | ・スポーツ施設、レジャー施設、旅行等で割引が受けられる。 対象施設は、例年4月に退職互助特別会員あてに配付する「事業案内」を参照のこと。 |

2. 貸付事業

(1) 共済組合の貸付け

公立学校共済組合が取り扱う貸付けは、法第112条、定款第27条及び貸付規程に基づき、組合員の臨時の支出に対して行うものである。

ア 貸付の種類

| |
|--|
| ・一般 ・教育 ・災害 ・医療 ・結婚 ・葬祭 ・高額医療〈無利息〉 ・出産〈無利息〉 ・住宅 ・住宅災害 ・介護構造 ・特別 |
|--|

※ 特別貸付けは、再任用職員、臨時的任用職員、任期付職員、会計年度任用職員でかつ共済組合員の資格を有する者（短時間勤務職員を含む）を対象とした貸付けである。

イ 貸付金利率，貸付手続，償還方法，保険適用等

最新情報については、ホームページ「おかやま教職員福利厚生ネット」(<https://www.okayamafukurinet.jp>)を参照のこと。

(2) 互助組合の貸付け

一般財団法人岡山県教育職員互助組合が取り扱う貸付けは、給付及び貸付規程及び退職互助規程に基づき、会員の臨時的支出に対して行うものである。

ア 貸付の種類

- ・生活資金 ・物品購入資金 ・住宅資金 ・育児休業資金 ・通勤定期券購入資金
- [以下は退職互助現職会員に限る]
- ・結婚資金 ・教育資金

※ 再任用職員, 臨時的任用職員, 任期付職員, 会計年度任用職員は貸付け対象外となる。

イ 貸付金利率, 貸付手続, 償還方法, 保険適用等

最新情報については、ホームページ「おかやま教職員福利厚生ネット」(<https://www.okayamafukurinet.jp>) を参照のこと。

3. 宿泊事業

公立学校共済組合では、宿泊保養施設を全国各地に設置しており、組合員及びその被扶養者が宿泊の際には、宿泊助成が利用できます。

(ホームページ「おかやま教職員福利厚生ネット」<https://www.okayamafukurinet.jp/> を参照のこと。)

※岡山宿泊所「ピュアリティまきび」の宿泊・会議・宴会・レストランの利用詳細については、下記のホームページを参照するか、または、「ピュアリティまきび」へ直接お問い合わせください。

ピュアリティまきび ホームページ (<https://makibi.jp>)

TEL 086-232-0511

4. 預金事業（短時間勤務職員は対象外）

運営規則第17条及び生活資金積立預金規程に基づき1年満期の積立預金事業を行う。

詳細については、ホームページ「おかやま教職員福利厚生ネット」(<https://www.okayamafukurinet.jp>) ⇒ (ページ最下部)「ご利用ガイド」⇒「福利厚生サービス」⇒「預金したい・保険に加入したい」⇒「預金したい」

(https://www.okayamafukurinet.jp/data/117/welfare_services_page) を参照のこと。

5. 団体保険事業（短時間勤務職員は対象外）

運営規則第14条第7号及び保険事業取扱規程に基づき、互助組合が各生命保険会社及び損害保険会社と団体保険契約を締結し、給料引きにより会員が団体割引の適用が受けられる事業を行う。

詳細については、ホームページ「おかやま教職員福利厚生ネット」(<https://www.okayamafukurinet.jp>) ⇒ (ページ最下部)「ご利用ガイド」⇒「福利厚生サービス」⇒「預金したい・保険に加入したい」⇒「団体保険に加入したい」(https://www.okayamafukurinet.jp/data/118/welfare_services_page/) を参照のこと。